

(指定居宅介護支援)

松戸愛光園ケアプランセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(千葉県指定 第1271202051号)

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人聖隷福祉事業団
所在地	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号
代表者氏名	理事長 山本 敏博
連絡先	電話 053-413-3300 (代表) FAX 053-413-3314 ホームページ http://www.seirei.or.jp/hq/

2 事業所の概要

事業所名	松戸愛光園ケアプランセンター
所在地	〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田128-8
管理者	福岡 明
連絡先	電話 047-330-8161 FAX 047-330-8162
事業者指定番号	第1271202051号
指定年月日	平成16年4月1日
サービス提供地域	松戸市、市川市

3 事業所の職員体制等

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1名	常勤 兼務 1名	介護支援専門員
介護支援専門員	1名以上	常勤換算方法	介護支援専門員
事務担当職員	1名	常勤 兼務 1名	

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (但し、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く)
営業時間	8:30~17:00

※夜間・休日等の緊急時は、080-3531-4495(緊急時携帯電話)にて、
当事業所の職員が輪番制で24時間対応しております。

5 サービスの方針

要介護等状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う。

6 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載など）があったときは、以下に示す所定の金額をお支払いいただきます。この場合、事業所よりサービス提供証明書を発行しますので、保険者の窓口で払い戻しを受けてください。

●要介護1及び2 1,042単位（居宅介護支援費）×10.42（地域加算）＝10,857円

●要介護3～5 1,353単位（居宅介護支援費）×10.42（地域加算）＝14,098円
（状況により、加算・減算となる場合があります。）

※特定事業所加算(Ⅲ)により、上記単位数に加え、一月につき300単位が加算されます。
関係法令の変更等により変更となる場合があります。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域外の訪問・出張、有料道路等の利用、公共交通機関の利用等の場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。また、自動車を使用した場合は、通常のサービス地域を越えた地点より、1kmあたり50円を往復の距離に換算しお支払いいただきます。

8 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	047-330-8161
	FAX番号	047-330-8162
	担当者	福岡 明
	対応時間	8:30～17:00 ※営業時間以外も投書箱等において、24時間受付を致します。

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。（月～金の対応）

松戸市介護保険課	所在地	松戸市根本387-5
	電話番号	047-366-1111（代表）
	対応時間	8:30～17:00
市川市介護保険課	所在地	市川市八幡1-1-1
	電話番号	047-334-1111（代表）
	対応時間	8:30～17:00
千葉県国民健康 保険団体連合会 （国保連）	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話番号	043-254-7409
	利用時間	8:45～17:00
その他各区市町村介護保険担当課		

- 第三者委員について

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話し合いも出来ます。

当該施設の第三者委員は、次のとおりです。

- 板倉 弘明氏（高塚団地自治会友の会 会長）
- 高橋 春子氏（元松戸市児童委員・民生委員）

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

松戸愛光園ケアプランセンター

説明者氏名 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

契約者

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

署名代行者

氏 名 _____ 印

(続柄 _____)

住 所 _____

電話番号 _____

(付 則)

この事項は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成19年	4月	1日	改訂
平成20年	4月	1日	改訂
平成21年	4月	1日	改訂
平成22年	5月	1日	改訂
平成23年	4月	1日	改訂
平成24年	4月	1日	改訂
平成24年10月	1日	改訂	
平成26年	4月	1日	改訂
平成27年	4月	1日	改訂
平成28年	4月	1日	改訂
平成29年	4月	1日	改訂